

平和安全法制の成立後において国民に対し丁寧な説明を求める意見書

我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており、国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務である。我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要である。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることが必要だからである。

切れ目のない平和安全法制を整えることにより、「我が国の平和と安全」及び「国際社会の平和と安全」を、より一層確保できるようになる。具体的には、武力攻撃には至らないグレーゾーンの事態から我が国に対する直接の武力攻撃に至るまで、切れ目のない対応が可能となる。また、我が国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安全も重要であり、これまでの我が国の役割を広げ、国際社会の一員として責任ある貢献をしていく必要がある。この平和安全法制の成立により国際的な平和協力活動にさらなる貢献をすることが可能となる。

よって、政府及び国会においては平和安全法制成立後においても、引き続き丁寧な説明を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 25 日

衆 議 院 議 長 大島 理森 様
参 議 院 議 長 山崎 正昭 様
内 閣 総 理 大 臣 安倍 晋三 様
防 衛 大 臣 中谷 元 様
外 務 大 臣 岸田 文雄 様

福岡県大野城市議会議長 田 中 健 一